

安中市電子地域通貨UMECAロゴ使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の電子地域通貨であるUMECAのロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用（デザインの変更を含む。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴのデザインは、別図のとおりとする。

(使用の承認申請)

第3条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ、UMECAロゴ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的としないでロゴを使用する場合は、この限りでない。

- (1) 安中市電子地域通貨に関連する事業として市が使用するとき。
- (2) 安中市電子地域通貨事業の委託事業者が広報の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報を目的として市が定めるロゴを変更せずに使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ロゴの使用について市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について決定を行うものとする。ただし、ロゴの使用目的又は用途が次の各号のいずれかに該当するおそれがあるときは、この限りではない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する。
- (2) 特定の政治的、宗教的又は思想的な主張を行う活動に利用される。
- (3) 特定の個人、法人、団体等を支援し、又は公認する目的で利用される。
- (4) 市及びUMECAのイメージが損なわれる。
- (5) 第6条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項が遵守されない。
- (6) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が使用するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項に規定する承認（第8条第2項及び第3項を除き、以下「承認」という。）の可否を決定したときは、UMECAロゴ使用承認・不承認通知書（様式第2号）により、当該承認に係る申請をした者に通知するものとする。

（使用の承認の期間）

第5条 承認の期間は、当該承認の日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、当該承認を受けた者（以下「使用者」という。）から申出があった場合であって、市長が適当と認めるときは、当該承認の期間を更新することができる。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者は、ロゴの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用するロゴは、別図に掲げるものを基本とすること。
- (3) 承認を受けたロゴ及び色を正しく使用すること。
- (4) 市及びUMECAのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (5) ロゴの使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) ロゴに類似するものを使用し、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は著作権法（昭和45年法律第48号）による著作権の登録を行うことで自己の権利を新たに設定し、又は登録する等により自己の権利を主張しないこと。
- (7) ロゴを使用した商品等の完成後、速やかに市長に当該商品等を提出すること。ただし、当該商品等のうち、現物の提出が困難なものは、その形状が分かる写真等の提出をもって、代えることができる。

（使用料）

第7条 ロゴの使用料は、無料とする。

（承認の内容の変更）

第8条 使用者が承認を受けた内容を変更してロゴを使用しようとするときは、あらかじめ、UMECAロゴ使用内容変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請しな

なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更の申請に対して承認（以下この条において「変更承認」という。）の可否を決定したときは、UMECAロゴ使用内容変更承認・不承認通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。
- 3 使用者は、変更承認を受けた後も、引き続き第6条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- （1） この告示の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長がロゴの使用を不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、UMECAロゴ使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による承認の取消しを受けた者は、前項の規定による通知があった日以後、当該承認の取消しに係る商品等の販売、使用等をしてはならない。この場合において、第1項の規定による承認の取消しを受けた者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責任を負わない。

（市の免責）

第10条 使用者がロゴの使用により第三者に対し、損害又は損失を与えた場合であっても、市は、その損害の賠償、損失の補償その他の法律上の責任を負わない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。